

食安輸発第1114001号

平成20年11月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

韓国産青とうがらし、赤とうがらし及びエゴマの取扱いについて

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年11月7日付け食安輸発第1107013号）に基づき、農薬エトプロホス又はビフェントリンについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、韓国政府において残留農薬に係る対策が講じられたことが確認されたことから、本日以降に輸入届出される韓国産青とうがらし、赤とうがらし及びエゴマ並びにそれらの加工品（簡易な加工に限る。）であって、別途指示する韓国政府の登録輸出業者から輸出され、登録 ID が付与されているものについては、通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、登録輸出業者の確認は、パッキングリスト中の REMARKS 欄に記載されている登録 ID の食品等輸入届出書の備考欄への記載等にて行うこととするので、輸入者に対し登録 ID を食品等輸入届出書の備考欄に記載するよう指導するとともに、モニタリング検査等の現場検査時においては、カートンに貼付される登録 ID 様式（別添1）について確認を行うようお願いします。

平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添2のとおり改めます。

別添 1

## 登録ID様式



① ステッカーの規格：ステッカーの規格は同一(横10.5センチ×縦3.5センチ)

② ステッカーの付着：従来と同様、包装箱の側面に付着

③ 輸出者ID：新しいシステムによる安全性管理優秀企業に登録した時、

大韓民国政府が与える輸出者ID

④ 生産履歴CODE：大韓民国の国内的に輸出品に対する生産履歴を追跡すること

ができるように管理する生産者CODEである。

- CODE構成内訳：登録年度 - 品目番号※ - 生産地域 - 生産農家

※とうがらし：11、えごま：32